

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者Aに対して、患者Bの個人情報が記載された書類（検査票）を誤交付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Bの氏名、性別、生年月日、患者ID、検査結果等

2 事案の経過

○令和6年6月19日（水）

外来において、患者Aの診察時に書類を交付した。

○7月1日（月）

患者Aが、患者Bの書類が混入していることに気づき、検査来院時に主治医あて伝えられたことにより、本事案が発覚した。その際、主治医は患者Aに謝罪し、患者Bの書類を回収した。

主治医は、患者Bに電話するが繋がらなかった。

○7月2日（火）

主治医が、患者Bの再診時に経緯を説明し、謝罪した。

3 誤交付の原因

主治医と医師事務作業補助者が患者Aに書類を交付する際、他の患者の書類が混入していないか確認を怠ったため。

4 再発防止策

- 患者へ書類交付する際、すべての書類の氏名を讀上げて確認することを主治医と医師事務作業補助者あて指導した。
- また、プリンタートレイは、他患者の情報と混入防止のため、溜め置きしないよう指導した。

これら指導内容について、センター内において、周知徹底してまいります。